

# 福知山市野生鳥獣被害防止対策事業実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物被害を減少させるとともに、市民の生活不安を解消するため、福知山市（以下「市」という。）が行う野生鳥獣被害防止対策（以下「対策」という。）の実施について定めることを目的とする。

### (関係法令の遵守)

第2条 対策の実施にあたり、市及びこの要綱に規定する関係者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）及び火薬類取締法（平成25年5月4日法律第149号）（以下「関係法令」という。）等を遵守しなければならない。

## 第2章 被害防止計画

### (被害防止計画の策定)

第3条 市長は、野生鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の規定に基づき、福知山市鳥獣被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）を定める。

## 第3章 有害鳥獣対策協議会

### (協議会の設置)

第4条 市長は、前条に定める被害防止計画の策定及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳥獣被害防止特措法第4条の2の規定に基づき、福知山市有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の委員は、自治会、農区、農林関係団体、被害防止対策の実施に携わる団体及び学識経験者その他市長が必要と認める者から市長が委嘱又は任命する。
- 3 協議会の役員、その他協議会の運営に関して必要な事項は協議会が定める。

## 第4章 有害鳥獣防除対策

### (鳥獣被害防除対策の実施)

第5条 市および協議会は、野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、被害防止施設設置等の防除対策を別表1のとおり実施するものとする。

- 2 協議会が実施する防除対策について、必要な事項は協議会が定める。
- 3 市は、協議会が実施する防除対策について、必要な指導、支援を行う。

## 第5章 有害鳥獣捕獲対策

### (有害鳥獣駆除隊の設置)

第6条 市長は、被害防止計画に定めた野生鳥獣の計画捕獲を実施するため、福知山市有害鳥獣駆除隊（以下「駆除隊」という。）を設置する。

### (駆除隊員の資格要件)

第7条 駆除隊の隊員は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 福知山市に住所を有していること。
- (2) 銃器を使用する者にあつては鳥獣保護管理法第55条に規定する京都府知事の狩猟者登録を、前年度を含む3登録年度以上登録を受けているか、京都府狩猟インターン講習(銃猟)を終了し、捕獲技術に優れたものであること。
- (3) 銃器以外の猟具を使用する者にあつては、鳥獣保護管理法第55条に規定する京都府知事の狩猟者登録を、前年度を含む2登録年度以上登録を受けているか、京都府狩猟インターン講習(わな)を終了し、捕獲技術に優れたものであること。
- (4) 鳥獣保護管理法第58条第3号に規定する損害賠償保険の他に、銃器を使用する者にあつては対人賠償責任額3億円以上、その他の猟具を使用する者にあつては対人賠償責任額1億円以上の損害保険に加入し、その合計額は6億5千万円以内であること。
- (5) 福知山市に拠点を置いて活動している狩猟団体に所属していること。

### (駆除隊員の登録)

第8条 前条の資格要件を満たし、駆除隊員として活動を希望する者は、福知山市有害鳥獣駆除隊員登録申請書(様式第1号)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた者について、資格要件を満たし、心身が健康で狩猟技術及び安全意識が高いと認められる者を駆除隊員として名簿に登録するとともに、福知山市有害鳥獣駆除隊員登録済証(様式第2号)を交付する。
- 3 前項の登録の有効期間は1年以内とし、市長の定める期日までに狩猟者登録証及び狩猟事故に係る損害賠償保険証券または加入証明の写しを提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項による申請書が提出された者について、駆除業務及び駆除隊活動に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、これを登録しないことができるものとし、福知山市有害鳥獣駆除隊員登録不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

### (駆除班の編成)

第9条 市長は、前条により登録した駆除隊員について、狩猟免許の種別、担当地域等を勘案して駆除班を編成することができる。

(駆除班長の任命及び任務)

第10条 市長は、駆除隊員の中から駆除活動の従事経験及び担当地域等を勘案して駆除班長を任命することができる。

2 駆除班長は、市長の命により駆除活動の調整を行うとともに、班員に対する指導、助言を行う。

(駆除隊員の責務)

第11条 第8条の規定により駆除隊員に登録されたものは、鳥獣保護管理法並びに関係法令を遵守するとともに、活動にあたっては従事者証を携帯し、市長及び駆除班長の指示に従わなければならない。

(登録辞退の届出)

第12条 第8条の規定により登録を受けた者で、自らの事情で駆除隊員としての活動ができなくなった者は、福知山市有害鳥獣駆除隊員登録辞退届出書(様式第4号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第13条 駆除隊員が、この要綱に違反する行為をした場合、また、駆除隊員として活動が困難であると認めた場合は、市長は登録を取り消し、福知山市有害鳥獣駆除隊員登録取消通知書(様式第5号)により通知する。

(捕獲の許可)

第14条 第8条により登録された駆除隊員が行う捕獲の許可(別表2の突発事故対応含む)については、鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者証の発行により行う。

2 駆除活動を行う範囲や地理的条件等により、市長が特に必要と認めた場合は、本市に住所を有しない者についても別表2に定める計画的駆除活動のうち、銃器使用以外の方法による駆除活動の許可をすることができる。

(駆除隊員が行う駆除活動)

第15条 駆除隊員が行う駆除活動は、別表2のとおりとし、原則として銃器使用以外の方法によるものとする。

2 市長は、別表2に定める駆除活動のうち、銃器を使用する場合にあっては、銃器使用による駆除活動を委託できるものとする。

(駆除隊員に対する出動要請)

第16条 市長は、市内農区等から要請があった場合もしくは被害の発生が予想される場合に、駆除班長または駆除隊員に出動を要請する。

(駆除隊員に対する報償金等)

第17条 市長は、駆除活動に従事した駆除隊員に対し、その実績に応じて別表3及び別表4に定める報償金等を支給する。

(鳥獣被害対策実施隊の設置)

第 18 条 市長は、被害防止計画を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特措法第 9 条第 1 項に基づき、福知山市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。実施隊の活動内容等については市長が別に定める。

(捕獲檻等による捕獲)

第 19 条 市長は、必要と認めるときは、捕獲檻等による捕獲を許可する。

- 2 捕獲檻等の設置及び使用にあたっては、第 8 条に規定する駆除隊員の中から農区等が管理者を選任し、農区等で選任できない場合は市が管理者を選任する。
- 3 市が所有する捕獲檻は、農区等の申し出により必要と認めるときは、市長が使用を許可し、管理者へ貸与することができる。
- 4 農区等が所有する捕獲檻等については、所有者の申し出により、市長が使用を許可し、管理者が設置及び使用する。
- 5 第 1 項の捕獲檻等の使用は、狩猟期間にあつては、1 農区等につき最大 3 基とする。
- 6 第 3 項及び第 4 項の規定により捕獲檻等を設置する農区等は、第 2 項の管理者から指示がある場合は、管理者を補助するため管理補助者を選任し、市長に届け出なければならない。

(捕獲檻等での捕獲に対する報償金等)

第 20 条 市長は、捕獲檻等により捕獲をした農区等に対し、その実績に応じて別表 5 に定める報償金等を支給する。

(緊急捕獲対策に係る報償金)

第 21 条 市長は、国が定める基準に基づき、鳥獣被害防止緊急捕獲対策を実施するものとし、その実績に応じて別表 6 に定める報償金等を支給する。

(報償金等の支給にかかる手続き)

第 22 条 この要綱に基づく報償金等の支給にかかる手続きは別に定める。

(安全対策及び安全講習)

第 23 条 この要綱に基づき活動を行う駆除隊員及び実施隊員は、駆除活動を行うにあたって鳥獣保護管理法並びに関係法令の遵守はもとより安全対策には万全を期するものとし、誤射及びケガ防止のため、目立つ色の衣服を身に着なければならない。

- 2 市長は、駆除隊員及び実施隊員に安全講習を受講させるものとし、正当な理由なくこれを受講しない者がある場合は、第 13 条の規定により登録を取り消すことができるものとする。

## 第 6 章 緊急銃猟

(緊急銃猟の実施)

第 24 条 市長は、ツキノワグマ及びイノシシ（以下「危険鳥獣」という）が次条

に定める要件を満たす場合に、鳥獣保護管理法第34条の2に規定する緊急銃猟を実施する。

(緊急銃猟の実施の要件)

第25条 緊急銃猟の実施は、次に掲げる要件をすべて満たしている場合とする。

- (1) 危険鳥獣が人の生活圏へ侵入していること。
- (2) 人への危害を防止する措置が緊急に必要なこと。
- (3) 銃器以外の方法では困難であること。
- (4) 銃器によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがないこと。

(駆除隊員等に対する出動要請)

第26条 市長は、緊急銃猟の実施のために、次条又は第28条に定める要件を満たす駆除隊員等に出動を要請する。

(緊急銃猟に従事する駆除隊員等の要件)

第27条 緊急銃猟に従事する駆除隊員等は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 第一種銃猟免許を受けた者
- (2) 1年間に2回以上の銃猟又は射撃の練習をしている者
- (3) 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用する銃器と同種の銃器を使用し、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

(夜間の緊急銃猟に従事する駆除隊員等の要件)

第28条 夜間の緊急銃猟に従事する駆除隊員等は、前条の要件に加え、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 射撃場における5回以上の射撃において、ライフル銃(腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないものを除く。)は、標的の中心から2.5センチメートル、その他の銃は、標的の中心から5.0センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同様の技能を有する者。なお、射撃線から標的までの距離は、50メートルとし、射撃姿勢は問わない。

- (2) 夜間銃猟安全港管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了している者

(緊急銃猟に従事した駆除隊員等に対する報償金)

第29条 市長は、緊急銃猟に従事した駆除隊員等に対し、その実績に応じて別表7に定める報償金等を支給する。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表2から別表5については、平成25年7月1日から適用する。  
(福知山市有害駆除関係事業実施要領等の廃止)
- 2 この要綱により、福知山市有害駆除関係事業実施要領、福知山市有害鳥獣捕獲奨励金制度実施規程、福知山市有害鳥獣捕獲実施隊設置要領及び福知山市有害鳥獣駆除関係事業活動報償費実施規程は廃止する。ただし、平成25年6月30日までの捕獲に伴う捕獲奨励金等の支給については、従前の要領及び規程を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月20日から施行し、令和6年11月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行し、令和7年10月31日から適用する。

様式第1号（第8条関係）

福知山市有害鳥獣駆除隊員登録申請書

年 月 日

福知山市長 様

(申請者)

住所 福知山市

氏名

福知山市有害鳥獣駆除に関する指示書及び関係要綱並びに関係法令・規則等を遵守し、福知山市有害鳥獣捕獲活動に従事したいので、駆除隊員として登録いただくよう、福知山市野生鳥獣被害防止対策事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、捕獲活動中は、事故及び違反並びにトラブルの防止に努め、常に安全に配慮し、万が一、事故が発生した場合は、速やかに市へ報告します。

添付書類

- (1) 福知山市有害鳥獣駆除隊従事予定者調書
- (2) 狩猟免許の写し
- (3) 狩猟者登録証の写し
- (4) 口座振替払依頼書（新規申請者・口座変更希望者のみ）

様式第2号（第8条関係）

福知山市指令第 号

福知山市有害鳥獣駆除隊員登録済証

福知山市有害鳥獣駆除隊員  
様

年 月 日付で申請のあった福知山市有害鳥獣駆除隊員登録については承認し、下記のとおり登録したので、福知山市野生鳥獣被害防止対策事業実施要綱第8条第2項の規定により本証を交付する。

年 月 日

福知山市長

記

登録した駆除隊員

- (1) 登録番号 駆除第 号
- (2) 住 所 福知山市
- (3) 氏 名
- (4) 生年月日
- (5) 登録種別
- (6) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日

様式第3号（第8条関係）

発 番  
年 月 日

様

福知山市長

福知山市有害鳥獣駆除隊員登録不承認通知書

年 月 日付で申請のあった福知山市有害鳥獣駆除隊員登録については下記の理由により不承認としたので、福知山市野生鳥獣被害防止対策事業実施要綱第8条第4項の規定により通知します。

不承認の理由

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

福知山市長 様

（届出者）

住所 福知山市

氏名

福知山市有害鳥獣駆除隊員登録辞退届出書

年 月 日付、福知山市指令第 号において福知山市有害鳥獣駆除隊員の登録を受けましたが、下記の理由により登録を辞退したく、福知山市野生鳥獣被害防止対策事業実施要綱第12条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 氏 名
- 3 辞退の理由

様式第5号（第13条関係）

福知山市指令第                      号

福知山市有害鳥獣駆除隊員登録取消通知書

様

福知山市野生鳥獣被害防止対策事業実施要綱第13条の規定により、駆除隊員の登録を取り消します。

年    月    日

福知山市長    大   橋   一   夫

登録を取り消した駆除隊員

- (1) 登録番号                      駆除第                      号
- (2) 住    所                      福知山市
- (3) 氏    名
- (4) 取消理由